

甲府市農業委員会 9月定例総会議事録

1. 日 時 平成29年9月29日（金曜日）午後2時00分から2時45分
2. 会 場 甲府市南公民館
3. 出席委員（19名）
会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦
委 員
1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 12番 花形 満寛
13番 末木 瑞夫 14番 土屋 正人 15番 萩原 爲仁 16番 小林 雅宗
17番 山本 一
4. 欠席委員（0名）
5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名
事 務 局 長 青木 進
農地係 係 長 田中 紀雄
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 岡 正己
技 師 吉澤 雅貴
6. 議 案
議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 平成29年10月告示分農用地利用集積計画について

報告案件
報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規程による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

- 報告第5号 農地法第3条の規定による許可後の使用貸借権合意解約について
報告第6号 農地法第4条の規定による届出について（許可不用）
報告第7号 農地法第5条による競・公売適格証明願いについて（市街化区域届出）
報告第8号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（田中係長）

それでは、ただ今から、平成29年度9月定例総会を始めます。

本日の会議は、定数19名中19名が出席し過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

総会に先だち、会長より「あいさつ」をいただきます。会長よろしくお願いたします。

○議長（西名会長）挨拶略

秋晴れの爽やかな今日、9月の定例総会に委員の皆様、全員の参加をいただきありがとうございます。

◀ 以下 挨拶 略 ▶

○事務局（田中係長）

ありがとうございました。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。

会長よろしく、お願いたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会9月定例総会を、農業委員会等に関する法律並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

それでは、本日の議事録署名委員ですが、3番の矢崎正勝委員、4番の米山夫佐子委員をお願いを致します。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第4条第1項の規程による許可申請ついてを議題とします。事務局から説明してください。

○事務局（佐野係長）

今月の4条許可申請は2件となっています。

議案書1ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

甲運農協中央共選所交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面は道路、西面は農地、北面は宅地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は生活道路に面しているが、道路幅員が3mと狭く地元からの道路拡幅の要望により、4mに拡幅し甲府市に寄付する予定とのことです。

続きまして議案書の2番をご覧ください。地図は2ページの4条No.2をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

国玉町交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路、南面は宅地、西面・北面は農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は、昭和〇〇年頃から当時の〇〇が手狭であったことから、転用許可を得えずに〇〇〇〇〇〇〇〇したとのことであり、始末書添付による申請となっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局の説明が終わりました。

つぎに、地元委員より補足の説明をしてください。

この案件は、甲運地区ですので、森委員からお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

1番の案件につきましては、事務局の説明のとおりで、問題ありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

2番の案件については、玉諸地区です。

玉諸地区の落合委員にお願いします。

○玉諸地区（落合委員）

2番の案件につきましても、現況がすでに使われており、そのまま正しく直すということですので、問題はありません。

○議長（西名会長）

地元委員より補足説明が終わりました。

ここで、質疑に入ります。

ご意見がありましたら挙手してお願いします。

《 意見なし 》

○議長（西名会長）

意見もないようですので、採決します。ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

《 全員 挙手 》

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第2号の内2番から4番の案件につきましては、1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は、1,000㎡未満の案件ですので、許可証の交付をしてまいります。それでは、ここで土屋正人委員の退席をお願いします。

《 土屋正人委員退席 》

○議長（西名会長）

それでは、残りの8番と9番の案件について審議を行います。

事務局で説明してください。

○事務局（佐野係長）

議案書の8番、地図は8ページの5条No.8・9の地図に黒塗りで示した5-8の箇所をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

白井交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地、南面は農地、西面・北面は道路となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の経営する〇〇〇で〇〇を務めているが、〇〇〇〇〇〇が不足しているため、申請地を取得し〇〇〇〇〇〇〇〇として活用したいとのことです。

転用後は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇する予定です。

引続き関連案件となります。議案書の9番、地図は変わらず5条No.8・9の斜線で示した5-9の箇所をご覧ください。

白井交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地、南面・西面は道路、北面は農地となっています。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を経営しているが、〇〇〇〇〇〇〇が不足しているため、申請地を取得し〇〇〇〇〇〇〇〇として活用したいとのことです。

転用後は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

この案件は中道地区ですので、土屋三千雄委員より補足説明をお願いいたします。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

8番、9番の案件ですが、事務局の説明のとおりです。なお、この土地につきましては、〇〇〇のイベントがあるときは、〇〇〇〇〇〇〇〇、大変な迷惑となっております。是非ともここを〇〇〇にしてすみやかに通れるようになればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西名会長）

地元委員から説明がありました。ここが〇〇〇になると地元の皆さんの通行も容易になるということです。ご質問等ありましたらお願いします。

《 質問無し 》

○議長（西名会長）

それでは、議案第2号の内の8番と9番の案件につきまして、ご賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の挙手をいただきました。

この案件につきましては、1,000㎡未満の案件となりますので、許可書の交付をしてまいります。

それでは、土屋委員の着席をお願いします。

《 土屋正人委員 着席 》

○議長（西名会長）

つきに関連がございますので、報告第1号から第7号についての報告を受けたいと思います。

事務局より、説明してください。

○事務局（佐野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書6ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。

7ページからは平成29年8月21日から9月20日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から7号について、報告事項であります。何かありましたら、ご発言願います。

《 意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、報告第1号から5号については、報告事項でありますので、ご了承願います。

○議長（西名会長）

つぎに、議案第3号 平成29年10月告示分農地利用集積計画についてを議題とします。

なお、審議に先立ちまして、所有権移転の4番の案件は土屋三千雄委員が関係する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該議案の審議の折には、退席をお願いします。

また、審議終了の折には、再び着席をお願いします。

それでは、議案第3号の内4番を除く案件について、事務局より説明してください。

○事務局（吉沢技師）

今月は、所有権移転6件、新規設定11件、再設定3件、計20件の申出がありました。

議案書は、17ページからになります。こちらの表は、所有権移転です。

山城・中道北・中道南地区からの申出がありまして、合計面積は7,416㎡です。

2ページおきまして、20ページ。こちらの表は、新規設定です。

千代田、中道南・上九一色地区からの申出がありまして、合計面積は15,063㎡です。中段の表を見ますと、平成29年度の目標面積108,400㎡に対し、設定面積は63,269㎡となり、達成率は58%となります。

続いて、21ページ。こちらの表は、再設定です。

甲運、中道北地区からの申出がありまして、合計面積は2,308㎡です。中段の表を見ますと、平成29年度の目標面積338,200㎡に対し、設定面積は51,207㎡となり、達成率は15%となります。

それでは、ページはもどりまして、18ページになります。

18ページ19ページの1～6番は利用権設定の所有権移転です。4番は農業委員案件となっておりますので、後ほど審議をお願いします。

所有権移転1～3番は譲受人が同一のため、合わせて説明します。

申請地は○○○にある農地○筆で、西油川町公民館より○○mほど○○に位置する農地○筆と、同じく公民館より○○mほど○○に位置する農地○筆です。

移転する農用地及び・移転する者・移転を受ける者は記載のとおりであります。

譲受人は○歳、○○○○に自作地○aの経営地を有し、○○○○○○の世帯で営農しております。

この農地の所有権移転については、○○○○○により○○○○○が行われ、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○でないことから、譲受人が今まで○○○○

新規就農を行うこととなった理由としては、貸し手である〇が経営移譲年金の給付を受けるに当たり、今まで〇〇と貸借を結んでいた経過があったが、諸事情により〇〇が営農できなくなったことから、今回〇である借り手と貸借を結ぶこととなりました。

就農に関しては、〇〇〇〇であることから問題ないと考えられます。

続いて 27 ページ 10 番、借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。

続いて 11 番、借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。

続きまして、27 ページ、12 番から 28 ページ、13 番までは利用権貸借の更新です。すなわち、前回と全く同じ条件で再設定するものです。

12 番、借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。

13 番、借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。

引き続き 29 ページ、農用地利用集積計画の解約の報告です。

1 番～3 番までであり、解約の内容、理由につきましては、記載のとおりとなっております。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

以上、全ての案件の買手及び、借手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積 50a 及び 20 a、また、農作業従事日数年間 150 日を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による買手及び、借手の要件を満たしております。

以上所有権移転 4 番を除いた案件であります。

○議長（西名会長）

事務局から、説明が終わりました。

所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件、若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしておりますので、それに基づいて補足説明をお願いいたします。

それでは、所有権移転 1 番から 3 番の案件につきまして、私の地元ですので、私から補足説明をします。

今、事務局から説明があったとおり相続による案件ですが、〇〇〇〇の方が近所に住んでいるので、農地の管理・作業を続けてまいりました。そのため、これから先のことも考えて、この方に農地を譲るという案件です。

つづきまして、所有権移転の 5 番の案件につきまして、中道地区の土屋三千雄委員に補足説明をお願いします。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

5 番の案件ですが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ということで、事務局の説明のとおりです。

○議長（西名会長）

6 番の案件につきましては、小林委員をお願いします。

○中道地区委員（小林委員）

先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲渡人が○○ということで、隣接の譲受人に売却するというので伺っています。

○議長（西名会長）

それでは、利用権設定 1 番から 8 番は解除条件付一般法人の案件ですので、千代田地区の末木委員より補足説明をお願いします。

○千代田地区委員（末木委員）

先ほど、事務局から説明がありましたが、説明のとおりです。

○○○○○○で、メイン通りからすぐのところ、非常に景観上、好ましくなかったのですが、ここを会社が賃貸して、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○作りたいたいという考えを持っています。景観上からも地域の発展からも非常によいと思いません。以上です。

○議長（西名会長）

つづきまして、利用権設定の 9 番の案件について、新規就農者の案件ですので、中道地区小林委員、補足説明してください。

○中道地区委員（小林委員）

先ほど、事務局から説明がありましたが、農業者年金の給付を受けるために、○○○と貸借することになったと聞いております。以上です。

○議長（西名会長）

地元委員より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問意見のある方は手を上げてご発言ください。

《 質問意見なし 》

○議長（西名会長）

ないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号の内、所有権移転の 4 番を除いた案件に賛成される方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の賛成をいただきました。

議案第 3 号の内、所有権移転の 4 番を除いた案件につきましては、賛成多数ですので、決定をしまいたします。

なお、報告第 8 号につきましては、報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、ここで土屋三千雄委員の退席をお願いします。

《 土屋三千雄委員退席 》

○議長（西名会長）

つづきまして、議案第3号の内、所有権移転の4番の案件につきまして審議を行います。

事務局で説明してください。

○事務局（吉沢技師）

それでは、19ページ、4番、所有権移転を見てください。

申請地は〇〇〇にある農地〇筆で、白井河原橋南詰信号より〇〇mほど〇〇に位置する農地です。

移転する農用地及び・移転する者・移転を受ける者は記載のとおりであります。

譲受人は〇〇歳、〇〇〇と〇〇〇に自作地〇〇aと借入地〇〇aの計〇〇aの経営地を有し、〇〇〇〇〇の世帯で営農しております。

この農地の所有権移転については、譲渡人が〇〇であり、農業が〇〇〇〇なったことから、譲渡人がこの農地の買い手を捜していたときに、譲受人へ売買の話があり、今回、所有権移転を行うこととなりました。

以上、買手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積50a、また、農作業従事日数年間150日を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用していることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による買い手の要件を満たしております。

以上の案件であります。

○議長（西名会長）

事務局より説明が終了しました。

ここで、地元の土屋正人委員より補足説明してください。

○中道地区委員（土屋正人）

4番の案件ですが、事務局の説明のとおりです。譲受人は農業委員の責務を大変重く考えております。説明にあったとおり、譲渡人は〇〇〇〇で農業が〇〇〇〇ことから隣接地の方にも迷惑をかけているので、何とかしてくれと譲受人に申し出がありました。譲受人も積極的に行動したのですが、なかなか買い手がないので、責任を感じるとともに、ご自分の〇〇〇〇ということで今回のこととなりました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

地元委員より補足説明が完了しましたので、審議に入ります。

ご質問のある方は、挙手をしてご発言ください。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

特別にないようですので、決議をいただきます。

それでは、議案第3号の内、所有権移転の4番について、ご賛成をいただける方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の賛成をいただきました。

議案第3号の内、所有権移転の4番については決定してまいります。

土屋委員、着席してください。

《 土屋三千雄委員着席 》

○議長（西名会長）

以上で、予定している案件は全て終了しました。

議題の他に、皆様からお気づきの点やご発言したいことがありましたらお願いします。

《 発言・意見なし 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。

みなさんから意見もないようですので、今月の定例総会を終了いたします。

午後2時45分 閉会

なお、総会終了後事務局から次の事項の事務連絡が行われた。

会 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印